

議第23号

平成20年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市高速鉄道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 運転計画

事 項 \ 区 分	年 間	1 日 平 均
運 転 車 両 数	両 74,460	両 204
走 行 キ ロ メ ー ト ル	km 20,445,118	km 56,014
輸 送 人 員	人 121,180,000	人 332,000

2 主要な建設改良工事計画

駅施設及び電路・機械設備等改良

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費11,931,739千円の財源の一部に充てるため、企業債（資本費負担緩和分）7,243,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益	27,232,000千円
第1項 営業収益	24,436,000千円
第2項 営業外収益	2,796,000千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費用	43,129,000千円
第1項 営業費用	30,750,990千円
第2項 営業外費用	12,283,838千円
第3項 特別損失	44,172千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,953,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	37,264,000千円
第1項 企業債	28,127,000千円
第2項 固定資産売却代金	24,894千円
第3項 補助金	340,000千円
第4項 出資金	8,614,000千円
第5項 工事負担金	35,306千円
第6項 その他資本収入	122,800千円

支 出

第1款 資本的支出	42,217,000千円
第1項 建設改良費	2,472,923千円
第2項 繰延費用	500,704千円
第3項 投資費	32,000千円
第4項 企業債償還金	38,112,290千円
第5項 補助金返還金	784,188千円
第6項 出資金返還金	314,895千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道営業線改良費	平成21年度	千円 800,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
高速鉄道事業建設改良費	千円 1,728,000	証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)又 は消費貸借 の方法によ る。 発行価格が額 面金額を下回 るときは、そ の発行価格差 減額を埋める ため必要な金 額をこれに加 算した額	%	起債の日から据 置期間を含め40 年以内に、元利 均等その他の方 法により償還す る。ただし、財 政の都合その他 によっては、繰 上償還をすること ができる。
高速鉄道事業高資本費 対策借換債	16,819,000			
高速鉄道事業出資金	32,000			
高速鉄道事業特例債	2,015,000			
高速鉄道事業資本費平 準化債	7,533,000			
高速鉄道事業資本費負 担緩和分企業債	7,243,000			
計	35,370,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、65,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 特例債元利償還金等に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,136,000千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設改良費に充てるため、一般会計からこの会計へ出

資を受ける金額は、452,000千円である。

2 経営の健全化に充てるため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、8,162,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成20年2月29日提出

京都市長 門川大作